

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第五号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年八 月十日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字北内手六百八十 番三、六百八十一番五
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	四十三・五八
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇